

平成25年4月19日
第2481号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 漁船損害等補償法による付保義務の発生（194・農業経済課）…………… 1
- 保安林予定森林の指定通知（195・森林整備課）…………… 1
- 証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出（196・会計課）…………… 2

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）3件…………… 2
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可（山本地域振興局農林部）…………… 2
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）2件…………… 3
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を適当とする旨の決定（秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）2件…………… 4
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）5件…………… 5
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）…………… 5
- 土地改良区の定款変更の認可（雄勝地域振興局農林部）2件…………… 6
- 土地改良区の管理規程の変更の認可（雄勝地域振興局農林部）…………… 6
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可（雄勝地域振興局農林部）…………… 6
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（高校教育課）…………… 6

教育委員会規則

- 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則（7・義務教育課）…………… 7

人事委員会規則

- 人事委員会規則8-6（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則…………… 9

告 示

秋田県告示第194号

次の加入区について漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認め
たので、同法第112条の2第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

西目加入区、脇本加入区及び五里合加入区

秋田県告示第195号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条
の規定に基づき、告示する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1(1) 保安林予定森林の所在場所

大館市比内町大葛字牛ヶ岱10、字ホッパ沢15の1、15の3、16の1から16の3、字金山沢口36の1、36の2、49
の1、49の2、50、51の4から51の6、字弟ヶ沢18の1、字芦内口山根16の5、16の7、16の9から16の12、17の
1、33の3、字大葛80、字大指部^{かん}2、3の1、3の2、10の1、10の3、69の1、字休間内沢73の3

(2) 指定の目的 水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種を定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める
標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

北秋田市小又字浦支内69の3、70の1・北秋田市阿仁小様字土倉川向13、字陰沢17、23の2、31の1

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。

字浦支内69の3、70の1、字土倉川向13、字陰沢31の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示196号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の名称の変更の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐竹敬久

売りさばき人の名称	
変 更 後	変 更 前
公益社団法人秋田県獣医師会	社団法人秋田県獣医師会
一般社団法人秋田県危険物安全協会連合会	社団法人秋田県危険物安全協会連合会
一般社団法人秋田県計量協会	社団法人秋田県計量協会

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八峰町沼田土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月12日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐竹敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、峰浜村大沢土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月12日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐竹敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、琴丘土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月12日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐竹敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、八峰町沼田土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理事業）計画の変更について、平成25年4月12日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県副知事 佐竹敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、雄和土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

秋田市雄和新波字新町103番地 1

〃 〃 字清水木131番地

〃 雄和向野字前開45番地

〃 雄和繫字曾根58番地

〃 雄和神ヶ村字東又119番地

〃 〃 字中村35番地

〃 雄和碓田字宮ノ前63番地

〃 雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢30番地

〃 〃 字ニタノ沢34番地

種 村 元 一

工 藤 久 幸

浅 野 和 善

工 藤 忠 兵 衛

菅 野 洋

神 田 一 雄

齊 藤 均

京 極 芳 郎

佐々木 重 憲

2 就任理事の住所及び氏名

秋田市雄和新波字清水木131番地

〃 〃 字樋口25番地 1

〃 雄和向野字前開34番地

〃 雄和繫字曾根58番地

〃 雄和神ヶ村字大橋222番地

〃 〃 字窪70番地

〃 雄和碓田字宮ノ前63番地

〃 雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢39番地 1

〃 〃 字ニタノ沢34番地

工 藤 久 幸

佐々木 了

浅 野 建 一

工 藤 忠 兵 衛

福 原 一 博

佐々木 康太郎

齊 藤 均

京 極 進

佐々木 重 憲

3 退任監事の住所及び氏名

秋田市雄和左手子字前谷地128番地

〃 雄和新波字竹ノ花14番地

〃 雄和神ヶ村字助沢92番地

佐々木 良 英

種 村 宣 大

佐 藤 登

4 就任監事の住所及び氏名

秋田市雄和左手子字前谷地128番地

〃 雄和新波字竹ノ花14番地

〃 雄和神ヶ村字助沢92番地

佐々木 良 英

種 村 宣 大

佐 藤 登

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田市旭川筋土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月10日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田市孫左衛門堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月11日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、男鹿市北浦一ノ目潟土地改良区からなされた土地改良事業（維持管理）計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理）計画書及び定款の写し

2 縦覧期間 平成25年4月19日から同年5月21日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

3 縦覧場所 男鹿市産業建設部農林水産課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県仙南土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町天神堂字松ノ木293番地 1
 〃 〃 〃 字小荒田22番地
 〃 〃 南町字広田29番地
 〃 〃 〃 字千刈田 1 番地
 〃 〃 鏡田字下鼠田148番地
 〃 〃 〃 字片田24番地
 〃 〃 野荒町字前谷地63番地
 〃 〃 金沢字下野際78番地
 〃 〃 〃 字元東根36番地
 〃 〃 野荒町字籠林44番地
 〃 〃 飯詰字西君堂22番地
 〃 〃 〃 字南中島58番地
 〃 〃 佐野字下佐野47番地
 〃 〃 〃 字倉合73番地
 〃 〃 金沢字谷地中20番地
 〃 〃 野荒町字町ノ内230番地
 〃 〃 金沢字中関 1 番地

鈴 木 敏 夫
 鈴 木 秀 清
 高 橋 俊 一
 高 橋 龍 治
 小 林 薫
 森 本 武 廣
 伝 野 稔
 仁 坂 聰
 伊 藤 誠 徳
 木 村 正 彦
 藤 田 長三郎
 小 貫 成 孝
 大 坂 善 雄
 川 本 明
 中 村 美智男
 野 村 秀 夫
 洪 谷 耕 蔵
 山 口 伸 幸
 後 藤 彦 八

2 就任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町天神堂字松ノ木293番地 1
 〃 〃 南町字千刈田 1 番地
 〃 〃 境田字片田24番地
 〃 〃 野荒町字前谷地63番地
 〃 〃 金沢字元東根36番地
 〃 〃 野荒町字籠林44番地
 〃 〃 飯詰字東山本 3 番地
 〃 〃 〃 字上鶴田24番地
 〃 〃 〃 字中鶴田16番地 5
 〃 〃 佐野字倉合73番地
 〃 〃 金沢字谷地中20番地
 〃 〃 〃 字中関 1 番地
 〃 〃 〃 字押切谷地46番地

鈴 木 敏 夫
 高 橋 龍 治
 森 本 武 廣
 伝 野 稔
 伊 藤 誠 徳
 木 村 正 彦
 小 原 儀一郎
 川 村 正 三
 村 田 博
 川 本 明
 中 村 美智男
 洪 谷 耕 蔵
 後 藤 彦 八

3 退任監事の住所及び氏名

仙北郡美郷町境田字五羽田78番地
 〃 〃 金沢字元東根135番地
 〃 〃 飯詰字矢口54番地
 〃 〃 金沢字北川原田147番地 1

鈴 屋 昭 治
 東海林 鉄 郎
 鶴 谷 三 雄
 嶋 田 幸 一

4 就任監事の住所及び氏名

仙北郡美郷町金沢字元東根135番地
 〃 〃 飯詰字槻木40番地 1
 〃 〃 金沢字北川原田147番地 1

東海林 鉄 郎
 照 井 章
 嶋 田 幸 一

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大仙市協和小種土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

大仙市協和小種字上鏡台214番地39	加 藤 正 孝
〃 〃 〃 214番地15	工 藤 修
〃 〃 字鏡台147番地	加 藤 孝 雄
〃 〃 字割地13番地	会 場 一 男
〃 〃 字鏡台3番地	加 藤 征 郎
〃 〃 字車田山2番地4	加 藤 輝 男
〃 〃 字上鏡台214番地29	畠 山 茂 忠
〃 〃 字下鏡台73番地	加 藤 茂
〃 〃 字木形台146番地5	佐 藤 一 司
2 就任理事の住所及び氏名	
大仙市協和小種字福部羅122番地6	加 藤 末 道
〃 〃 字鏡台3番地	加 藤 征 郎
〃 〃 字割地13番地	会 場 一 男
〃 〃 字上鏡台214番地15	工 藤 修
〃 〃 字車田山2番地4	加 藤 輝 男
〃 〃 字上鏡台214番地34	佐々木 敏 夫
3 退任監事の住所及び氏名	
大仙市協和小種字福部羅122番地6	加 藤 末 道
〃 〃 字上野101番地	加 藤 次 郎
〃 〃 字田仲野31番地	金 正 行
4 就任監事の住所及び氏名	
大仙市協和小種字田仲野31番地	金 正 行
〃 〃 字上野101番地	加 藤 次 郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、仙北郡六郷町土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年3月19日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県仙南土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年3月25日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、美郷町千畑土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月10日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月10日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大仙市協和小種土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月12日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月9日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月10日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、稲川土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月10日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から申請があった山田頭首工管理規程の変更について、平成25年4月10日認可したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおりその概要を公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 水位の制限

頭首工における取水は、常時計画取水水位標高103.87メートルとする。

2 水位の基準

頭首工の水位は、取水水門下流の幹線水路に設置された水位計によるものとする。

3 計画取水量

頭首工からの取水は、それぞれの期間において次に掲げる範囲内で気象、水象及びかんがいの状況を考慮して受益地に必要な水量を取水するものとする。

5月27日から6月5日まで 毎秒6.630立方メートル

6月6日から9月10日まで 毎秒4.488立方メートル

9月11日から12月20日まで 毎秒2.677立方メートル

12月21日から3月15日まで 毎秒1.570立方メートル

3月16日から5月26日まで 毎秒2.677立方メートル

4 取水量の測定

取水量の測定は、水路下流に設置された自記水位計の示度によるものとする。

5 点検及び整備

管理主任者は、えん堤、ゲート等を操作するために必要な機械器具を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

特に、洪水又は暴風雨、地震その他これに類する異常な現象でその影響が堰に及ぼすものが発生したときは、その発生後速やかに堰の点検を行い、堰に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

6 洪水警戒体制

(1) 秋田地方気象台から関係地域に対し、降雨に関する注意報又は警報が発せられたときから、これらの注意報又は警報が切り替えられるまでの間。

(2) 頭首工の水位が標高104.60メートルを越えることが予想されるときから頭首工の水位が標高104.60メートル以下となり、再び増水するおそれがないと認められたときまでの間。

7 その他

管理責任者は、管理日誌を備え、気象、水象その他頭首工の管理に関する事項について記録しなければならない。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理事業）計画の変更について、平成25年4月10日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

船舶の売却処分

数量	1隻
船種・船名	汽船「船川丸」
船質	鋼製
総トン数	488トン
進水年月日	平成6年1月6日
船舶番号	第120116号
所在地	秋田県男鹿市船川港
予定価格	17,708,355円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

場 所	期 間
教育庁高校教育課 調整・企画班（電話 018-860-5161） 〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号	平成25年4月19日（金）から同月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 入札執行の場所及び日時

場 所	期 間
教育委員室（秋田県庁第2庁舎7階）	平成25年5月1日（水） 午前11時

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

5 入札参加申込みに必要な書類等

(1) 個人の場合

住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）

(2) 法人の場合

法人の登記事項証明書

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9 その他

詳細に関しては、教育庁高校教育課（電話018-860-5161）に照会のこと。

教育委員会規則

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をりりに公布する。

平成二十五年四月十九日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

秋田県教育委員会規則第七号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の定数を定める規則（昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

罰則を次のように改める。

別表

市町村名	学校種別	定 数				計
		校長・教員	養護教員	栄養教諭及び 学校栄養職員	事務職員	

鹿 角 市	小 学 校	115人	9人	0人	8人	132人
	中 学 校	80人	5人	3人	5人	93人
小 坂 町	小 〃	16人	1人	1人	1人	19人
	中 〃	16人	1人	0人	1人	18人
大 館 市	小 〃	251人	18人	6人	17人	292人
	中 〃	155人	11人	3人	13人	182人
北 秋 田 市	小 〃	140人	13人	3人	9人	165人
	中 〃	81人	5人	2人	7人	95人
上 小 阿 仁 村	小 〃	11人	1人	1人	1人	14人
	中 〃	10人	0人	0人	0人	10人
能 代 市	小 〃	172人	13人	3人	11人	199人
	中 〃	117人	6人	1人	7人	131人
藤 里 町	小 〃	12人	1人	1人	1人	15人
	中 〃	10人	1人	0人	1人	12人
三 種 町	小 〃	63人	6人	2人	3人	74人
	中 〃	41人	3人	0人	4人	48人
八 峰 町	小 〃	30人	3人	0人	3人	36人
	中 〃	22人	2人	1人	2人	27人
秋 田 市	小 〃	809人	48人	21人	41人	919人
	中 〃	513人	22人	11人	26人	572人
男 鹿 市	小 〃	95人	9人	1人	7人	112人
	中 〃	61人	4人	3人	5人	73人
潟 上 市	小 〃	104人	6人	2人	6人	118人
	中 〃	67人	3人	2人	3人	75人
五 城 目 町	小 〃	28人	2人	0人	2人	32人
	中 〃	20人	1人	1人	1人	23人
八 郎 潟 町	小 〃	17人	1人	1人	1人	20人
	中 〃	15人	1人	0人	1人	17人
井 川 町	小 〃	15人	1人	1人	1人	18人
	中 〃	13人	1人	0人	1人	15人
大 潟 村	小 〃	14人	1人	1人	1人	17人
	中 〃	10人	1人	0人	1人	12人
由 利 本 荘 市	小 〃	246人	18人	8人	12人	284人
	中 〃	171人	11人	2人	13人	197人
に か ほ 市	小 〃	94人	7人	3人	7人	111人
	中 〃	59人	3人	1人	3人	66人
大 仙 市	小 〃	275人	22人	5人	19人	321人
	中 〃	182人	12人	3人	13人	210人
仙 北 市	小 〃	99人	8人	2人	5人	114人
	中 〃	72人	5人	1人	6人	84人
美 郷 町	小 〃	64人	3人	2人	3人	72人
	中 〃	33人	1人	0人	2人	36人
横 手 市	小 〃	312人	22人	6人	23人	363人
	中 〃	164人	9人	3人	9人	185人
湯 沢 市	小 〃	169人	14人	2人	11人	196人
	中 〃	118人	7人	3人	9人	137人
羽 後 町	小 〃	58人	6人	2人	3人	69人
	中 〃	44人	3人	0人	4人	51人
東 成 瀬 村	小 〃	12人	1人	0人	1人	14人
	中 〃	10人	1人	1人	1人	13人

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の県費負担教職員の定数を定める規則の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

人事委員会規則

人事委員会規則八十六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月十九日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則八十六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

規則八十六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第五条の三中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第七十七条第一項」を「第七十七条」に改める。

別表第三障害者自立支援法の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。